

## 令和8年度寒河江市たばこ税対策活動補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、たばこ税の確保を図るため、寒河江たばこ販売協議会が行う市内でのたばこの購入を促す啓発宣伝等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(平成6年市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、市内でのたばこの購入を促す啓発宣伝その他のたばこ税の確保を図るために必要な事業とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額又は15万円のいずれか低い額以内の額とする。

### (補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「補助事業者」という。)は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要とする書類

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助対象事業の区分ごとに配分された額の20パーセントを超えない変更で、補助金の額が変更しない変更とする。

(変更申請)

第6条 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとする場合は、事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けたものは、事業完了後1か月以内に規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書(様式第1号)
- (2) 収支決算書(様式第4号)
- (3) 補助対象事業に要した経費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要とする書類

(帳簿等の保管)

第8条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

事業計画（成績）書

（単位：円）

事業名	実施時期	事業費	備考
合計			



様式第3号（第6条関係）

事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

寒河江市長 様

補助対象事業者名

年 月 日付指令税 号で補助金の交付決定があった令和8年度寒河江市たばこ税対策活動補助金交付事業において、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、令和8年度寒河江市たばこ税対策活動補助金交付要綱第6条の規定により申請しますので、承認されるようお願いいたします。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由及び内容
- 2 事業の内容及び経費の配分（様式第1号に準じて作成すること。）
- 3 収支予算書（様式第2号に準じて作成すること。）

備考 事業計画変更承認申請書に係る関係書類は、補助金の交付の決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業計画とを比較対照できるよう2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第4号（第7条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	比較増減	備考
市補助金				
その他（ ）				
合計				

2 支出の部

（単位：円）

事業名	予算額	決算額	比較増減	備考
合計				